

3. 医療計画制度について

(P. 147～150)

注) あくまでも厚生労働省において考えた作業スケジュールの一例であり、都道府県の自主性・裁量性を縛るものではない。

平成20年度の新たな医療計画制度の施行に向けた国・都道府県・医療関係者のスケジュール案（作業工程表）

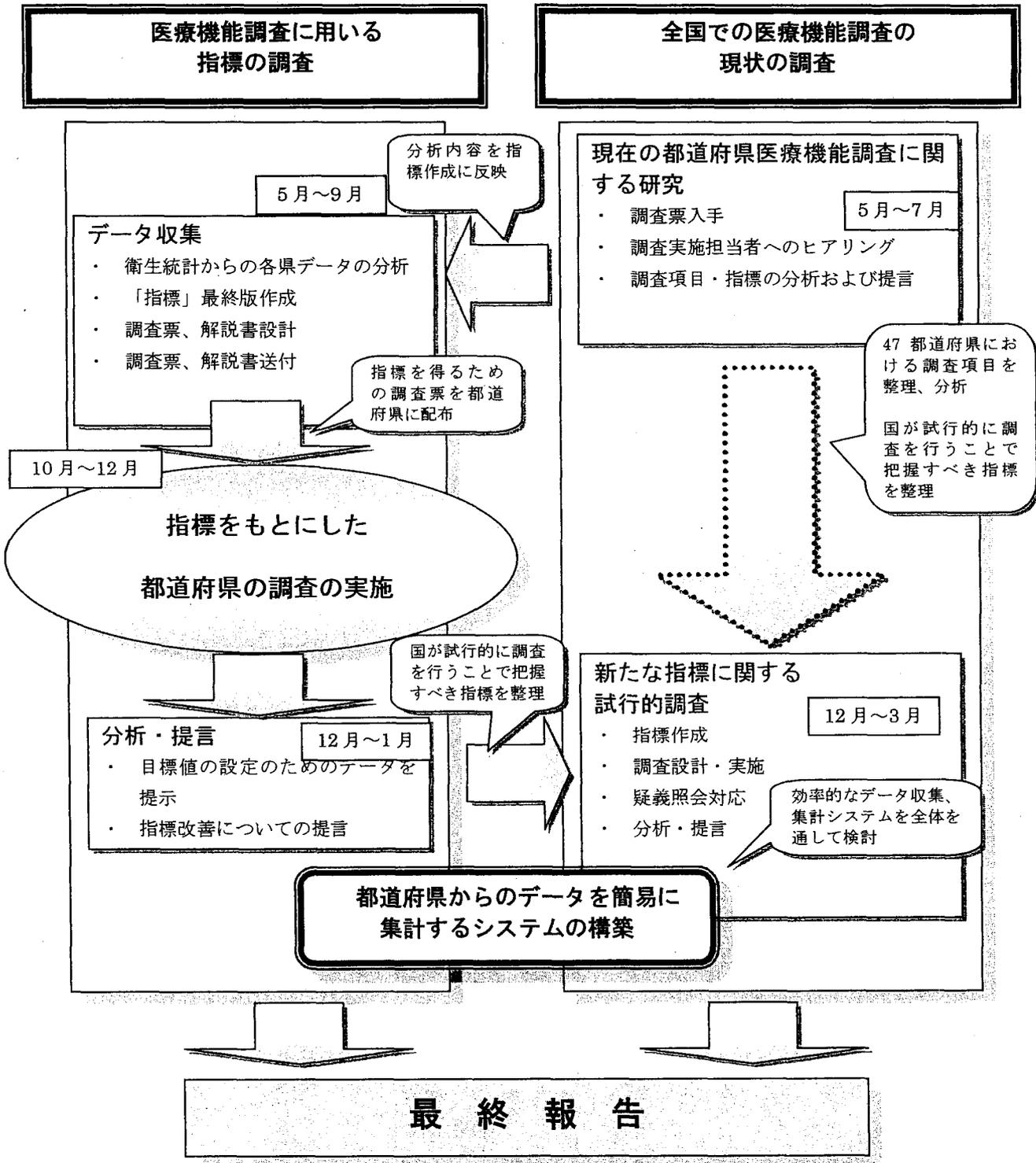
時 期	国	都 道 府 県	医 療 関 係 者
平成18年1月	モデル医療計画の公表 新しい医療計画作成ガイドラインの提示	医療機能調査に要する費用の検討	
平成18年6月	現在の都道府県医療機能調査票入手 ・ 担当者へのヒアリング ・ 各県データの分析	保健医療科学院の養成研修に参加 〔国の提示以外に必要な都道府県独自のデータ収集のための調査票作成〕	
7月	医療計画など関連の計画について都道府県の計画作成担当者の養成研修を開始（保健医療科学院）		
7月	全国での医療機能調査のための指標の提示		
8月～9月	全国での医療機能調査のデータ収集のための調査票、解説書作成及び県への送付（共通に入手可能な項目）		
秋頃	基本方針(案)を提示		
10月～12月		都道府県に対する医療機能調査実施 〔国の提示以外に必要な都道府県独自のデータ収集は別途追加して医療機関に調査〕 集約化・重点化の具体策取りまとめ	〔都道府県が独自に調査する医療機能調査への協力〕

平成19年1月	目標値設定のためのデータを提示	〔事業ごとの医療連携体制の構築に向けて圏域ごとに医療関係者等による協議開始(※)〕	〔事業ごとの医療連携体制の構築に向けて、圏域ごとに議論〕
12月～3月	国の試行的な調査、調査結果の分析 〔指標の直接的な把握が困難で代替指標を用いる場合等〕	〔過剰な医療機能や不足している医療機能の把握〕	〔数県を選定し、試行的な調査への協力〕
4月	改正医療法施行	新しい医療計画制度の施行(本格的な検討開始)	質の向上と効率的な医療連携体制の構築に向けた検討
4月～ 初秋目途	都道府県の医療計画策定に際し、継続的な技術的助言等	事業ごとの医療連携体制についての協議終了(圏域ごと) 医療計画に定める数値目標の設定及び達成方策の検討	
平成20年 初春目途 4月		医療計画の見直し手続き ・都道府県医療審議会の諮問・答申 新たな医療計画制度の実施	

(※: 従来の二次医療圏ごとの協議会の活用も視野に入れながら、事業ごとに望ましい圏域で検討)

今後、医療計画制度の見直しについては、国の改正作業や、都道府県の取組状況に関し、継続的な意見交換の場を設けることとする。

全体スケジュール



『医療計画策定のための調査』に関するお伺い」調査結果の整理イメージ

施設数や職員数などの一般的に用いられている指標以外に、都道府県ごとに差が見られるような項目があれば記載する

(1) 調査種類別の整理

都道府県	統計・調査名称 (年度)	a) 医療施設数・病床数・職員数	b) 患者数	c) 施設・設備の状況	d) 機能の状況	e) 住民の意識・関心・意向	f) 住民・患者の満足度	g) その他	活用した調査項目	特徴的な項目
01 北海道	住民基本台帳人口							○	→ 基準病床数の算定に市町村別の5歳階級人口を使用	<ul style="list-style-type: none"> ・高度医療設備の保有状況 ・対応可能な診療内容 ・血清・解毒剤の保有状況 ・特殊外来 ・難病の診療状況 ・小児特定疾患の診療状況 ・在宅医療の実施状況 ・医療連携の状況
	医療機能調査	○		○	○				→ 二次医療圏別の、診療科数別医師数、医療従事者数、高度医療設備の保有状況、対応可能な診療内容	
	国保患者受療動向調査							○	→ 市町村別、入院通院別、疾病別の患者受診地調査。第二次医療圏単位の患者流入・流出数を基準病床数算定に利用。	
03 岩手県	医療計画に基づく既存病床数に関する調査(平成17年度)	○							→ ・既存病床数(一般病床数、療養病床数、老健施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費購買動向(外食・喫茶)
	岩手県広域消費購買動向調査(平成15年度)							○	→ ・消費購買動向(外食、喫茶)	
	平成17年県患者受療行動調査					○			→ ・患者流出流入数(医療圏毎疾病別) ①患者の状況(性別、生年、居住地) ②疾病の状況 ③受療状況(使用病床、救急搬入、初診及び紹介の状況、入院年月日)	

都道府県の回答から転載

各都道府県ごとに調査票、計画書等を精査して特徴的な項目を把握